破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６３号
北海道北斗市本町５丁目37番12号
債務者　高田美香子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
函館市中島町32番３号
債務者　鈴木美津実（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９５号
北海道北斗市市渡193番地の２
債務者　小松恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1598番地の１―201号
債務者　明石　三郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台16番35号
債務者　平　　初枝
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
北海道北見市留辺蘂町旭南57番地53、住民票上の住所北海道北見市留辺蘂町旭南57番地14
債務者　相澤　奈美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
青森県十和田市東十二番町20番19号　ハイツフェニクスＢ号
債務者　稲田　俊彦
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２７８号
埼玉県春日部市西金野井1698番地45
債務者　谷川　正義
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
埼玉県草加市弁天５丁目５番３―303号
債務者　伊藤　正晴
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
埼玉県草加市瀬崎１丁目５番４号　菊荘201号
債務者　鈴木　昭次
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
埼玉県春日部市備後西３丁目９番46号　クレアンヌーヴＡ―101
債務者　瀬尾　武浩
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
埼玉県熊谷市末広３丁目２番59号　森田荘102号
債務者　熊谷　志郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４５号
埼玉県行田市大字持田5880番地11
債務者　関口　光利
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８５号
静岡県駿東郡清水町柿田985番地の１　町営柿田住宅301、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉2522番地　雇用促進住宅１―304
債務者　伊達ユミ子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
静岡県伊東市八幡野1140番地の17　鈴木アパート201号
債務者　山本　誠一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
静岡県伊東市八幡野1140番地の17　鈴木アパート201号
債務者　山本　幸恵
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
静岡県沼津市下香貫汐入2185番地の２　アクアクロス３Ｂ、前住所静岡県沼津市下香貫木ノ宮799番地の１　木ノ宮グリーンハイツ203号
債務者　郡山　和之
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係